

電子債権管理機関のあり方等に関連して当面考えられる検討事項(案)

1. 電子債権に関する利用者の保護及び決済の安定性の確保

- (1) 債務者による支払いと債権者による抹消登録との間にどのような形で同時履行関係を確保すればよいか。
- (2) 消費者(個人)が電子債権の債務者になる場合には、どのような形で消費者を保護すればよいか。
- (3) 電子債権管理機関による資金受領行為(電子債権管理機関が債務者から弁済資金を受領し、債権譲受人に送付する行為)をどのように考えるか。

など

2. 証券法制など他の金融関連法制等との関係の整理

- (1) 電子債権を利用して、多数の者を債権者として(同条件で)多数の電子債権を発生させることにより、資金を調達することを認めるか。仮に認める場合には、金融商品取引法上の「有価証券の募集」に類似した規制が必要ではないか。
- (2) 電子債権を多数に分割して、均一の条件で多数の者を相手方として分割譲渡する場合には、金融商品取引法上の「有価証券の売出し」に類似した規制が必要ではないか。
- (3) 金融商品として電子債権の販売・仲介等を行う事業者に対して、業規制や行為規制を適用する必要があるのではないか。
- (4) 電子債権がいわゆる「電子マネー」として利用される可能性についてどう考えるか。

など

3. 電子債権管理機関の業務の適正性の確保

- (1) 電子債権管理機関（管理機関）の参入適格要件をどう考えるか。また、指定制・許可制・登録制等のうち、いずれがよいか。
- (2) 管理機関に対する行政当局による検査・監督のあり方・必要な行政処分等をどう考えるか。
- (3) 管理機関に兼業を認めることとしてよいか。兼業を認めるとした場合に考えられる弊害及びその防止措置は何か。
- (4) 管理機関が自ら管理する電子債権の債務者となるに伴い考えられる弊害及びその防止措置は何か。
- (5) 管理機関の管理する電子債権について、偽造・変造・冒用、データ化け等が生じた場合に、管理機関はどのような責任を負うべきか。
- (6) 管理機関が破綻した場合には、どのような問題が発生しうるか。また、その場合に、当該管理機関が管理する電子債権の債権者・債務者等をどのように保護すべきか。

など

(以上)